

令和8年6月8日

申込にあたっての注意事項

災害用備蓄食品に関する提供の申込みに当たっては、以下の点について御確認いただき、御了解ください。

1. 別紙に示す合意事項について了承する。
2. 食品の提供を受けることができるフードバンク団体等は、農林水産省が公表している「フードバンクオープンリスト」に掲載されている団体に限る。
3. 申込団体等の概要、活動状況等がわかる資料を提出する。
4. 東海防衛支局（名古屋合同庁舎第1号館内）まで引取りに来られる者に限る。
5. 提供を受けることのできる団体は、先着3団体までとし、以下の方法に基づいて配分する。

【配分方法】

○申込み団体数が1団体だった場合

当該申込み団体が希望する数量を提供するものとする。

○申込み団体数が2団体又は3団体だった場合

提供可能数量を申込み団体数で等分することを基本として調整する。

※調整により配分数・種類等に差異が生じる可能性があります。あらかじめご了承ください。

6. 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合には、双方で協議の上決定する。

【合意事項】

1 災害用備蓄食品の提供

- (1) 災害用備蓄食品（以下「食品」という。）を提供する前に、東海防衛支局において本来の食品としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供数の調整を行う。
- (2) 食品の提供を受けるフードバンク団体等は、東海防衛支局と協議の上、提供する食品の引渡し日時を決定し、当該日時に、名古屋合同庁舎第1号館内の東海防衛支局が指定した場所での受取りを確実に行う。

2 提供食品の品質管理

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、その品質が保持されるよう、次の事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うように指導する。

- ア 食品の保管、荷さばきに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- イ 食品は床に直置きしないこととし、食品の衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- ウ 保管中に汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- エ 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）。

3 食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡品目、譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量）を記録し、これを1年間保存する。

また、東海防衛支局から指示があった場合は、当該情報を報告する。

4 責任の所在

- (1) 東海防衛支局では、食品の提供を受けるフードバンク団体等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従った管理を行っている。引渡し後については、食品の提供を受けたフードバンク団体等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- (2) 東海防衛支局は、提供食品の譲渡後の事故の責任を一切負わず、フードバンク団体等の責任において処理するものとする。

5 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク団体等は、何らかの事情により提供食品を廃棄する場合には、法令に基づき適切に行う。

6 転売等の禁止

提供食品は転売及び金銭その他有価物との交換は禁止する。

7 協議

本合意事項に記載なき事項、又は本合意事項の解釈に疑義が生じた事項については、食品の提供を希望するフードバンク団体等は、申込みを行う前に、東海防衛支局と協議の上で解決する。

8 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、東海防衛支局の信用を毀損する行為を行わないことを約する。